

悪臭防止法について



悪臭防止法の制定

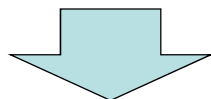
昭和42年 公害対策基本法 制定

- ・悪臭を典型公害の一つと規定。
しかし、法律による一元的な規制は行われていなかった。

昭和40年代

- ・工場の増加、大規模化
- ・市街地が拡大し、悪臭発生源と住居が隣接

苦情・陳情が著しく増加、全国的な問題に



昭和46年 悪臭防止法 制定



悪臭防止法の目的

- 法による規制の対象は、工場その他の事業場であり、その業種や規模、経営主体を問わない。

(目的)

第一条

この法律は、**工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭**について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、**生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する**ことを目的とする。

➡ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等とは異なり、特定施設等の設置状況に関わらず規制対象となる。



規制の概要

規制の地域

- ・規制の対象地域は、市長が定める。
- ・北九州市は、**市内全域**を規制地域として定めている。
(昭和48年北九州市告示第193号)

➡ 工業専用地域や住居地域等の用途地域に関わらず、全ての地域で規制される。

規制方法

- ・特定悪臭物質濃度規制と臭気指数規制から市長が選択。
- ・北九州市では、**特定悪臭物質濃度規制**を採用。

規制基準

- ・市長が、臭気強度2.5～3.5に対応する濃度を物質ごとに選択。
- ・北九州市は、**全ての物質を臭気強度2.5に対応する濃度**で規制。



特定悪臭物質

分類	特定悪臭物質	におい	主な発生源
硫黄化合物	メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	魚腸骨処理場、し尿処理場等
	硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業、し尿処理場等
	硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、ごみ処理場、し尿処理場等
	二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	
窒素化合物	トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、水産缶詰製造工場等
	アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、ごみ処理場
アルデヒド	アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
炭化水素	スチレン	都市ガスのようなにおい	FRP 製品製造工場、化粧合板製造工場等
低級脂肪酸	ノルマル酪酸	汗ぐさいにおい	畜産事業場、魚腸骨処理場畜産食料品製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
	イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
	ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	
	プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場等
アルデヒド	プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
	ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
	イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
	ノルマルパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱいこげたにおい	
	イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱいこげたにおい	
アルコール	イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
エステル	酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場自動車修理工場、木工工場、繊維工場
ケトン	メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
炭化水素	トルエン	ガソリンのようなにおい	
	キシレン	ガソリンのようなにおい	

規制基準の種類

1号規制基準

敷地境界線における規制基準

2号規制基準

煙突その他の気体排出施設の排出口における規制基準

3号規制基準

排水水における規制基準



(出典) 環境省 悪臭防止法の手引き パンフレット



特定悪臭物質及び規制基準

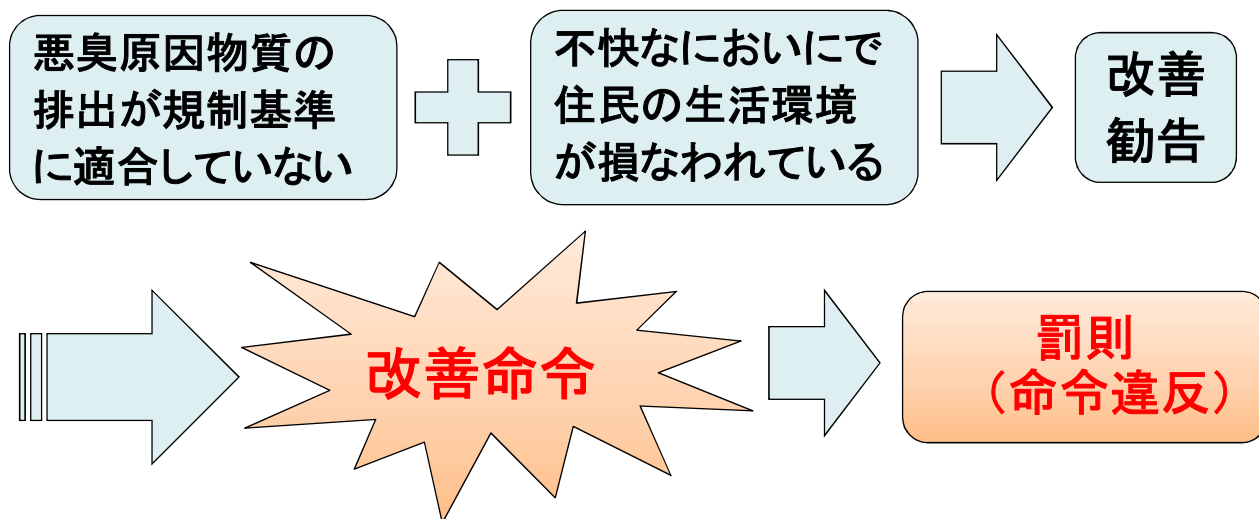
分類	特定悪臭物質	1号規制基準	2号規制基準	3号規制基準
硫黄化合物	メチルメルカプタン	0.002	—	有
	硫化水素	0.02	有	有
	硫化メチル	0.01	—	有
	二硫化メチル	0.009	—	有
窒素化合物	トリメチルアミン	0.005	有	—
	アンモニア	1	有	—
アルデヒド	アセトアルデヒド	0.05	—	—
炭化水素	スチレン	0.4	—	—
低級脂肪酸	ノルマル酪酸	0.001	—	—
	イソ吉草酸	0.001	—	—
	ノルマル吉草酸	0.0009	—	—
	プロピオン酸	0.03	—	—
アルデヒド	プロピオンアルデヒド	0.05	有	—
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009	有	—
	イソブチルアルデヒド	0.02	有	—
	ノルマルバレールアルデヒド	0.009	有	—
	イソバレールアルデヒド	0.003	有	—
アルコール	イソブタノール	0.9	有	—
エステル	酢酸エチル	3	有	—
ケトン	メチルイソブチルケトン	1	有	—
炭化水素	トルエン	10	有	—
	キシレン	1	有	—
単位		ppm	—	



改善命令等・罰則

規制基準の遵守、改善勧告及び改善命令（法第7条、第8条）

・規制基準を遵守しなければならない。



（罰則） 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金



規制基準の遵守状況の確認

悪臭の測定（法第11条）

- ・市長は、住民の生活環境を保全するため、必要な測定を行わなければならない。

行政測定実施状況

北九州市では、悪臭苦情の発生状況に応じて測定を実施

発生源業種	H26	H27	H28	H29
畜産農業			1	
飼料・肥料製造工場	1	2		2
化学工場	1	1	1	1
その他製造工場	1			
サービス業・その他 (廃棄物処理業含む)	5	1	2	1
合計	8	4	4	4

規制基準違反事例

H27年度 1事業場
(硫化水素)

H28年度 1事業場
(メチルメルカプタン)

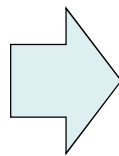
- ☞ 基準を超過した事業場に対しては、文書による警告を行い、原因調査及び対策を書面で報告するよう指導。



事故時の措置

事故時の措置（法第10条第1項～第3項）

事故が発生し、悪臭原因物の排出が規制基準に不適合、又は不適合のおそれ



- ・応急措置、復旧
- ・市長に通報

- ・市長は、悪臭原因物の不快なおいにより、住民の生活環境が損なわれたとき、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、**応急措置を講ずべきことを命じることができる。**

(罰則)

命令に違反・・・6月以下の懲役又は50万円以下の罰金



悪臭防止対策の推進

国民の責務(法第14条)

- ・何人も、住居が集合している地域においては、日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域の住民の生活環境が損なわれることのないように努めなければならない。
- ・また、国・地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

国・地方公共団体の責務(法第17条)

- ・地方公共団体は、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供、生活環境の保全に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。
- ・国は悪臭の防止に関する啓発、知識の普及、生活環境の保全に関する施策を総合的に策定して実施しなければならない。また、地方公共団体の施策に必要な助言、その他の措置を講じるよう努めなければならない。

